事業主のみなさまへ

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員化しませんか?

さらに「人材開発支援助成金」の併用で金額が加算されます

■キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは?

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に正社員化した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

■助成金の金額

正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

正社員化前雇用形態企業規模	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	57万円	28万5,000円
大企業	42万7,500 円	21万3,750円

- ※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人です。
- ※措置によっては加算が受けられる場合があります。

■助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。



①キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日まで に「キャリアアップ計画*」を作成・ 提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリア アップに向けた取り組みを計画的に進めるた めの、今後の大まかなイメージを記載した計 画です。

②制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③正社員化

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

次ページからは、金額の加算措置や手続きの簡素化について



「人材開発支援助成金」も一緒に活用すると 正社員化コースの助成金額が加算されます



■ 人材開発支援助成金とは?

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して 訓練を行った場合に、受講料などの訓練経費や訓練期間中の賃金 の一部等を助成する制度です。



人材開発支援助成金について

■助成金額加算の条件

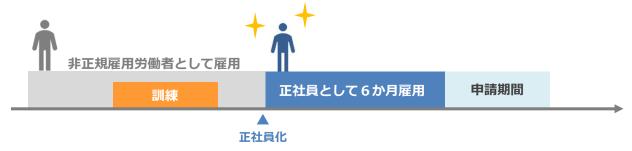
人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正社員化すると助成金額が 加算されます。

■ 「正社員化コース」助成額(1人当たり)

金額企業規模	基本助成額	訓 練 加 算 額 (自発的・定額制訓練の場合)	合 計 (自発的・定額制訓練の場合)
中小企業	57万円	9万5,000円 (11万円)	66万5,000円 (68万円)
大 企 業	42万7,500 円		52万2,500円 (53万7,500円)

※有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は上記の半額。

図:人材開発支援助成金とキャリアアップ助成金を活用して正社員化する場合



※人材開発支援助成金の**訓練修了後に正社員化した場合は、訓練加算額を助成します。** 訓練途中の正社員化は訓練加算の対象外です。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、 都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。



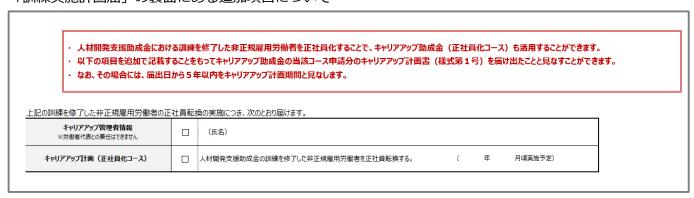
■ キャリアアップ助成金と人材開発支援助成金を申請する場合の 手続きの簡素化(計画届の1本化)について

- ・令和5年度より、人材開発支援助成金の訓練後に対象労働者を正社員化し、キャリアアップ助成金の正社員化コースを申請する予定の事業主は、人材開発支援助成金における「訓練実施計画届」(訓練様式第1号など)の作成・提出をもって、キャリアアップ助成金(正社員化コース)における「キャリアアップ計画」とみなすことができます。
 - ※紙面で「訓練実施計画届」を作成・提出する場合に限る取扱いとなります。
 - ※令和5年度以降に「訓練実施計画届」を作成・提出する場合に限ります。
 - ※訓練対象者が正社員化された場合のみの取り扱いとなります
- 図:令和5年度以降に人材開発支援助成金とキャリアアップ助成金(正社員化コース)の措置を実施する場合の申請の流れ

R5年4月以降 人材開発支援助成金 申 訓 訓 請 練 練 期 期 実 間 間 施 計 画 届 の キャリアアップ助成金 作 正 成 申 社 請 提 員 期 化 出 計画書提出 間 実

・人材開発支援助成金における「訓練実施計画届」の作成・提出をもって、キャリアアップ助成金(正社員化コース)における「キャリアアップ計画」とみなす場合には、「訓練実施計画届」の裏面にある追加項目を記載する必要があります。

「訓練実施計画届」の裏面にある追加項目について



雇用関係助成金ポータル』で電子申請が可能になります!

これまでキャリアアップ助成金の支給申請等につきましては、事業所の所在地を管轄する都道府県 労働局に書類を提出いただいておりましたが、令和5年度からは順次、『雇用関係助成金ポータ ル』で電子申請することが可能になります。詳細は、厚生労働省のHPでもご覧いただけます。

※『雇用関係ポータル』で電子申請するためには、「GビズID」の申請・取得が必要です。「GビズID」についても、 厚生労働省のホームページでご覧いただけます。



■申請者向けコールセンターについて(申請者向けヘルプデスク)

電話番号 : 0570-081-857

利用可能時間:平日の9時30分から18時まで(年末年始を除く)対応内容:新システムの申請者向け機能に係る操作方法

利用開始日 : 令和5年4月3日(月)

